

## 社会福祉法人北海道ハピニス 役員等報酬支給基準

### (目的)

第1条 定款第9条（評議員の報酬等）及び第22条（役員の報酬等）に基づき、理事、監事、評議員の報酬、旅費、日当を明確にし、透明性のある支給基準を定めるものとする。

### (報酬支給基準)

第2条 理事、監事及び評議員の報酬は次のとおりとする。

(1) 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事長は、法人の代表者として業務を執行することから、理事長報酬として月額15万円（税込み）を支給する。

(2) 評議員は無報酬とする。

2 常勤職員理事については、理事報酬は無報酬とし、給与規程に基づき職員給与を支給する。

### (費用の弁償、交通費等の実費支給)

第3条 理事、監事及び評議員に対し、評議員会、理事会、監事監査、法人各委員会等に出席した場合に、費用の弁償及び法人旅費規程を準用し、交通費等の実費（または旅費等）を支給する。

評議員 7,000円

理事 7,000円（ただし、理事長及び常勤職員理事を除く）

監事 7,000円

### (要綱の変更)

第4条 この役員等報酬支給基準を変更しようとするときは、評議員会の承認を得なければならない。

### 附 則

1. この細則は、平成29年6月1日から施行する。